

棚卸資産の評価方法・
 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・
 特定譲渡制限付暗号資産の評価方法・
 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請書

※整理番号	
-------	--

税務署受付印

令和 年 月 日 税務署長殿	納 税 地	〒 電話()
	(フリガナ) 法 人 名 等	
	法 人 番 号	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	
	代 表 者 住 所	〒
	事 業 種 目	業

自令和 年 月 日 事業年度から
 至令和 年 月 日
 とおり変更したいので申請します。

棚卸資産の評価方法
 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法
 特定譲渡制限付暗号資産の評価方法
 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法
 を下記の
 記

事業の種類・ 有価証券の区分	棚卸資産の区分 短期売買商品等の種類等及び区分 有価証券の種類	現にしている 評価方法等	左の評価方法等を 採用した年月日	採用しようとする 新たな評価方法等
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

変と 更し る理 由	
---------------------	--

税 理 士 署 名	
-----------	--

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
-------------	--------	-------------	------------------	--------	-------------	--------	-----------------------	-------	--------

棚卸資産の評価方法・

短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・

特定譲渡制限付暗号資産の評価方法・

有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法

の変更承認申請書の記載要領等

- この申請書は、法人が既に選定している棚卸資産の評価方法又は短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法、特定譲渡制限付暗号資産の評価方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を変更しようとする場合に必要事項を記載して提出してください。

この場合、棚卸資産について変更しようとする評価方法が法定の評価方法ではなく特別な評価方法であるときは、「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」により納税地の所轄税務署長に提出してください。
- この申請書は、新たに棚卸資産の評価方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法、特定譲渡制限付暗号資産の評価方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- この申請書は、棚卸資産の評価方法の変更承認申請又は短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請又は特定譲渡制限付暗号資産の評価方法の変更承認申請又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請を行う場合に使用することになっていきますので、不要文字を抹消して使用してください。

また、同時にこれらの申請を行う場合には、別々に申請書を提出してください。
- 評価方法又は算出方法（以下「評価方法等」と言います。）の選定は、原則として次の(1)から(4)までのおり行うことになっており、現によっている評価方法等を変更しようとする場合も、その区別ごとにその評価方法等を変更するかどうかを定めて、変更しようとするその区別ごとの資産又は短期売買商品等若しくは有価証券だけについて明確に記載してください。
 - 棚卸資産の評価方法の選定は、事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行う。
 - 特定譲渡制限付暗号資産（法人税法第61条第2項第1号ロに規定する自己発行暗号資産を除きます。以下(2)において同じです。）の評価方法の選定は、特定譲渡制限付暗号資産の種類ごとに行う。
 - 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、種類又は銘柄ごとに、かつ、法人税法施行令第118条の6第2項各号の暗号資産の区分ごとに行う。
 - 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分ごとに、かつ、有価証券の種類ごとに行う。
- 各欄は、次により記載します。
 - 「事業の種類・有価証券の区分」欄には、棚卸資産については、法人の営んでいる事業の種類（事業所ごとに選定しようとするときは、その別）を記載し、有価証券については、売買目的有価証券（事業所ごとに選定しようとするときは、その別）、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分を記載し、短期売買商品等については、事業所ごとに選定しようとするときに限り、その事業所名を記載してください。
 - 「棚卸資産の区分・短期売買商品等の種類等及び区分・有価証券の種類」欄には、棚卸資産については、①商品又は製品（副産物及び作業くずを除きます。）、②半製品、③仕掛品（半成品を含みます。）、④主要原材料、⑤補助原材料その他の棚卸資産の区分（上記区分を更に細分するときはその別）を記載し、暗号資産以外の短期売買商品等については、①金、②銀、③白金その他の資産の区分（上記区分を更に銘柄別に細分するときはその別）を記載し、暗号資産については、その種類及び①特定譲渡制限付暗号資産（自己発行暗号資産に非該当）、②特定譲渡制限付暗号資産（自己発行暗号資産に該当）、③特定自己発行暗号資産又は④その他暗号資産の区分を記載し、有価証券については、おおむね金融商品取引法第2条第1項第1号から第21号まで（第17号を除きます。）の各号の区分を記載します。

したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券（相互会社の社債券を含みます。）、株券（新株予約権を表示する証券を含みます。）、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同項第1号から第9号まで及び第12号から第16号までの性質を有するものはこれに準じて区分して記載してください。（注）新株予約権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。
 - 「現によっている評価方法等」欄には、現在採用している評価方法等棚その届出を行わなかった等のため、法定の方法によることとされている場合には、その方法。以下同じです。）を記載してください。
 - 「左の評価方法等を採用した年月日」欄には、現在の評価方法等を採用した事業年度の開始の日を記載してください。
 - 「採用しようとする新たな評価方法等」欄には、これから採用しようとする評価方法等を記載してください。
 - 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。
- 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。
 - みなし承認

この申請書を提出した場合において、新たに棚卸資産の評価方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法、特定譲渡制限付暗号資産の評価方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を

採用しようとする事業年度終了の日（その事業年度について中間申告書を提出すべき法人については、その事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日）までに承認又は却下の処分がなかったときは、その日においてその承認があったものとみなされます。